

[事案 30-18] 解約返戻金割増請求

・平成 30 年 7 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の提示した解約返戻金の額が不相当であることを理由に、一定額以上の解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 1 月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、解約返戻金として少なくとも 6 か月分の保険料相当額を支払ってほしい。

- (1) 本契約は、やむを得ない事情により保険料の払込みができなかったため、自動振替貸付により 6 か月分の保険料が払い込まれた後、失効したが、自動振替貸付を適用せずに失効したものととして解約することで保険会社と合意した。
- (2) しかし、保険会社が提示した解約返戻金の額は、自動振替貸付により払い込まれた 6 か月分の保険料の金額より少なかった。自動振替貸付は、解約返戻金の額を超えない範囲で行われると約款に規定されているから、保険会社が提示した解約返戻金の額は誤っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款の規定によると、保険料が払い込まれないまま、保険料払込みの猶予期間が経過した場合、「保険料相当額とその利息との合計額」が「返戻金の額」を超えないときは、自動振替貸付が適用されることとなる。
- (2) ここで、上記「保険料相当額」は、払い込むべき月以後 6 か月分の保険料であり、「返戻金の額」は、同保険料が払い込まれたものとして計算した額であると定義されている。
- (3) この定義の下では、自動振替貸付が適用された時点において、「保険料相当額とその利息との合計額」は「返戻金の額」を超えていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する額の解約返戻金があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。